

古河都市計画

(古河市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

茨 城 県

目 次

1. 都市計画の目標	古河	1
1) 都市計画区域の名称及び範囲	古河	1
2) 都市づくりの基本理念	古河	1
3) 地域ごとの市街地像	古河	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	古河	5
1) 区域区分の決定の有無	古河	5
2) 区域区分の方針	古河	6
3. 主要な都市計画の決定の方針	古河	7
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	古河	7
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	古河	14
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	古河	18
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	古河	19

1. 都市計画の目標

1) 都市計画区域の名称及び範囲

名 称 : 古河都市計画区域

範 囲 : 古河市の全域

2) 都市づくりの基本理念

本区域は、県の西部、東京都心から 60km 圏内に位置し、区域の一部は首都圏整備法に基づく都市開発区域に指定されている。

本区域においては、新 4 号国道や国道 4 号、125 号、J R 東北本線など広域的な交通体系の整備が進展していることなどから、近年、東京都市圏やさいたま新都心、小山・宇都宮圏との交流が拡大し、人口や産業の集積が進んできた。

また、古河地区を中心に城下町・宿場町として栄えてきた歴史を偲ばせる街並みや社寺・史跡などの歴史的・文化的資源が多く残されているほか、渡良瀬川や利根川、宮戸川、東仁連川、西仁連川、飯沼川の河川やその流域に広がる水田、台地の畑地、散在する平地林など、豊かな水と緑の自然・田園環境を有している。そのため、都市化の進展によるこれらの貴重な環境に与える影響が懸念される場所がある。

今後、本区域を含む県西地域※は、広域交通ネットワークの充実により東京圏との連携を強化するとともに、歴史的街並みや伝統文化の中で、ゆとりと潤いのある生活・交流空間を形成することが必要である。

また、本県が目指す「集約と連携」の視点に基づいた将来都市構造を実現するためには、都市機能の集約化と経済や産業の活性化、地域の個性ある発展と相互連携の強化、連携と交流を支えるネットワーク構造、自然環境の保全と共生などによる都市づくりが求められている。

さらに、東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などの災害から得られた教訓を踏まえ、自然災害に対する安全性を高めるなど、災害に強い安心・安全な都市づくりが必要である。

これらを踏まえ、本区域は、次のとおり都市づくりを進める。

- 圏央道新産業クラスターゾーン※として、自動車産業や流通業などの立地により地域産業が活性化した一大産業拠点の形成を目指す。

※ 茨城県総合計画で設定した 5 地域と 11 のゾーン

- 福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。

- 東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

3) 地域ごとの市街地像

本区域における地域ごとの市街地像は次のとおりである。

① 西部市街地地域

本地域のうち古河駅周辺においては、駅西地域の武家屋敷の名残を留める街並みや旧日光街道沿いの社寺等の歴史・文化的資源を活用した街づくりを進めるとともに、商業の活性化を図り、街なかのにぎわいの再生に努める。

また、中心市街地の周辺や南部の住宅地においては、道路・公園・下水道などの都市基盤施設の整備に合わせて、住宅と工場等の用途混在の解消や緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図る。

② 古河駅東部市街地地域

本地域のうち古河駅東部地区においては、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備に合わせ、業務地や地域の利便性を高める商業地及び良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指し、新たな市街地の形成を図る。

また、大堤及びその周辺地区においては、JR東北本線の古河駅と栗橋駅の間に新駅の設置を促進して、首都東京をはじめとする主要都市との交流・連携を強化するとともに、筑西幹線道路の整備を踏まえ、土地区画整理等による都市基盤施設の整備を進めて、商業・業務等の都市機能の適切な誘導や居住環境の向上を図り、今後、古河都市計画区域の発展を促す良好な新市街地の形成を図る。

③ 中部市街地地域

本地域においては、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備を進めていくとともに、地域内に点在する都市的低未利用地等の活用を図り、快適な市街地の形成を図る。

④ 東部市街地地域

本地域においては、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備と併せて公共施設、商業・業務、文化、スポーツ・レクリエーション、福祉などの都市機能の集積を図るとともに、その周辺においては、ゆとりのある居住環境を有する快適な市街地の形成を図る。

⑤ 工業系市街地地域

丘里工業団地、配電盤茨城企業団地、北利根工業団地、古河名崎工業団地等の既に良好な生産環境を有する工業団地においては、周辺の自然環境や居住環境との調和を図りつつ、良好な生産環境の維持・向上に努める。

また、片田地区の工業地域については、周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮しつつ、基盤整備を推進し、生産機能とともに流通・業務機能等を導入し、複合的な産業拠点の形成に努める。

⑥ 市街化調整区域地区計画地域

市街化調整区域において地区計画を定めている仁連地区や新和田・大和田・柳橋地区においては、市の新たな産業交流拠点として、生産・流通の業種を主体とする工場及び関連施設の集積する工業系土地利用を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次のとおりである。

① 経緯

本区域は、平成 19 年に古河・総和都市計画区域と三和都市計画区域が統合されて誕生した。古河・総和都市計画では昭和 46 年、三和都市計画では昭和 61 年にそれぞれ区域区分を定め、区域における市街化圧力を適切に制御し、計画的な土地利用を進めてきたところである。

② 判断理由

良好な環境を有する市街地の形成については、公共投資を集約し、効率的・効果的な都市基盤施設の整備を行う必要がある。

また、本区域においては、これまで人口の社会減は続いているものの、世帯数等の増加はさらに進んでおり、首都圏中央連絡自動車道や筑西幹線道路等の整備による開発需要の高まりに伴う市街地拡散を適正に制御する必要がある。

さらに、農地転用率は高い傾向にあるため、現行制度を維持し、計画的な土地利用規制により農地や緑地を保全する必要がある。

これらのことを踏まえると、埼玉や栃木方面と連携しながら県西地域の生活拠点都市としてさまざまな都市機能の集積を図ってきた本区域においては、市街化圧力を適切に制御し、計画的な都市基盤施設の整備と都市機能の集約を図りながら、コンパクトな都市づくりを進めるため、継続して区域区分を定める必要がある。

2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	141.0 千人	おおむね 136.9 千人
市街化区域内人口	95.1 千人	おおむね 95.2 千人

※市街化区域内人口は、県西広域都市計画圏における保留人口は含まないものとする。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次		平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
生産規模	工業出荷額	7,107 億円	8,818 億円
	卸小売販売額	2,129 億円	2,507 億円
就業構造	就業人口	第 1 次産業	2.7 千人
		第 2 次産業	25.5 千人
		第 3 次産業	38.6 千人
		合計	69.9 千人
		70.3 千人	

※就業人口の合計は分類不能を含む

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 27 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
市街化区域面積	2,922ha	おおむね 2,933ha

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

古河駅周辺や市街地地域内における国道4号沿道、125号沿道、都市計画道路大堤高野線沿道、大聖院牛谷線沿道、西牛谷大和田線沿道、西牛谷辺見線沿道、県道結城野田線沿道等に商業・業務地を配置する。

また、土地区画整理事業等で整備された地区に、商業・業務地の配置を検討する。

このうち、古河駅周辺は、市街地再開発事業が行われた古河駅西口第一地区（アプリKOGA）を中心に、商業・業務機能の集積を図るとともに、歴史・文化の環境をいかしたまちなか観光等による活性化を図る。

また、古河駅東部土地区画整理事業区域においては、広域を対象とした商業・業務と行政文化機能が一体となった複合型都市の形成を図る。

その他の商業・業務地においては、幹線道路に面した利便性をいかした機能の整備・充実を図る。

b 工業地

工業地として、丘里工業団地、北利根工業団地、配電盤茨城企業団地、坂間企業団地、古河名崎工業団地、片田地区等を計画的に配置する。

このうち、丘里工業団地など工業団地造成事業等によって計画的に整備された地区においては、良好な生産環境の維持・向上を図る。

また、北利根工業団地の南側においては、首都圏中央連絡自動車道への交通アクセスの良さをいかし、新たな企業の誘致を図る。

その他、国道4号沿道や都市計画道路上和田仁連線沿道、西牛谷地区等に、既存の工場等による工業地を配置する。

また、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ周辺等については、広域的な交通ネットワークの整備効果をいかし、地域経済を牽引する産業集積を進めるため、産業用地の開発を検討する。

c 住宅地

辺見地区など市街地開発事業等によって整備された住宅地においては、今後も良好な居住環境の維持に努める。

また、古河駅東部地区においては、土地区画整理事業を進めることによって計画的な住宅地の整備を促進し、新市街地の形成を図る。

さらに、道路・公園・下水道等の都市施設が未整備な地区や、農地などの低・未利用地が残された地区においては、土地区画整理事業や地区計画制度等を活用することによって、道路・公園など都市施設の整備や街並みの景観形成等を図り、良好な住宅地の形成を図る。

その他、既成市街地やその周辺の住宅地は、建築物の用途の純化や災害に対する安全性の向上を図り、居住環境の改善に努める。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a 商業・業務地

古河駅周辺など広域を対象とした商業・業務機能を担う地区では、建築物の高度利用等を進め、高密度の土地利用を図る。それ以外の商業・業務地では、周辺環境に配慮し、中密度の土地利用を図る。

b 工業地

丘里工業団地や北利根工業団地、坂間企業団地、古河名崎工業団地、片田地区等の工業地においては、周辺の環境保全などに配慮し、緩衝緑地や十分なオープンスペースを確保しつつ低密度な土地利用を図る。

また、市街地内に点在する工業地においては、周辺の住宅地の居住環境に配慮しながら、中・低密度の土地利用を図る。

c 住宅地

土地区画整理事業など計画的な整備を図る住宅地では、歩道や植樹帯を確保しながら、一戸建ての住宅が主となる低密度の土地利用を図る。

また、中心市街地の周辺や幹線道路に面した住宅地においては、中高層の集合住宅の立地が可能となる中密度の土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

市街地に残る農地や工場跡地などの低・未利用地のうち、住宅地として適した地区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、道路や公園などの都市施設の整備を計画的に進め、ゆとりある良好な居住環境の創出を図る。

また、既に土地区画整理事業等が完了した地区においては、地区計画制度や建築協定等の規制・誘導策を導入し、良好な居住環境の維持・保全に努める。

中心市街地においては、商業・業務などの都市機能が集積した利便性をいかし、周辺環境に配慮しながらマンションなどの良質な集合住宅の供給を促進する。

一方、スプロール的に形成された小規模開発地など、宅地が狭小で、道路・公園などの都市施設の整備が不十分な地区においては、居住環境や防災の面などで問題を抱えているため、都市施設の整備と併せて住宅の不燃化・耐震化を促進し、良好な居住環境の形成を図る。

公営住宅等については、「茨城県住生活基本計画」に基づき、既存ストックの適切な維持保全及び更新・再編に努める。

④ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

古河駅周辺等、公共交通の利便性が高い地区においては、高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に暮らせるコンパクトなまちを目指すために高度利用を進め、様々な都市機能の複合化や集約化により商業・業務地の活性化に努める。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置や集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

駅前などの中心市街地においては、空き店舗や空き地等も活用しながら、住民ニーズに対応した土地利用の検討を行い、都市活力の維持・創出に努める。

商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を進める。

一方、工場等が混在している住宅地においては、地区計画制度や特別用途地区制度などを活用し、居住環境の改善を図る。

土地区画整理事業等によって住宅団地の開発が行われた地区においては、地区計画制度等を活用し、良好な居住環境の維持を図る。

d 持続可能な都市づくりに関する方針

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

e 市街地内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地に残された平地林・斜面林等のまとまりのある緑地については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

さらに、市街地内の農地については、農地が持つ優れた緑地機能が良好な都市環境の形成に役立つことから、農地所有者の営農意向を踏まえながら、生産緑地地区の指定や市民農園などへの活用等により保全を検討する。

そのほか、緑地保全や都市緑化のための条例等の制定を促進するとともに、積極的な住民参加を促すため、支援体制の確立を図る。

なお、将来にわたり保全することが適当な緑地、農地等を相当規模含む土地の区域については、用途地域の見直しや市街化調整区域への編入などについて検討を行う。

f 良好な景観の保全及び創出に関する方針

自然的景観との調和や眺望の確保に配慮しながら、中心市街地の魅力的で賑わいのある市街地景観や、土地区画整理事業等によって一体的に整備された新市街地における落ち着いた市街地景観を創出する。

また、富岡家住宅や今城家住宅などの歴史的建築物が集積する街なみや、鷹見泉石記念館といった貴重な文化財による歴史・文化的景観、個性的な建築物・工作物などと一体となった特徴的な景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と創出を促進する。

さらに、景観行政団体となっている古河市においては、「古河市景観条例」や「古河市景観計画」に基づき、重点地区において、潤いのある豊かな生活環境の創造と地域性豊かな景観の形成を図るとともに、地域に根差した景観づくりの取り組みを市民と事業者、行政の協働により進める。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

特に、向堀川や宮戸川、西仁連川などの流域に広がる農地について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和を図る。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

利根川、渡良瀬川、向堀川、宮戸川、飯沼川、大川など河川沿いの低地部等で水害発生のおそれのある地区や、がけ近接地等で土砂災害の危険性が高い地区については特に市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

利根川や渡良瀬川等の水辺、東仁連川や西仁連川等の水辺の緑地や、台地上の平地林、台地と低地の間に連なる斜面林等は、本区域における自然環境の骨格を形成していることから、今後ともこれらの保全に努め、水と緑のネットワークを形成していく。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の実情に応じて、既存集落の生活利便性の向上や活力の維持を図る必要がある区域については、地区計画制度の導入や一定の開発行為を容認する区域の指定について現状の土地利用の状況や災害ハザードエリアの指定状況等を勘案しながら検討を行う。

また、計画的な都市的土地利用を図る必要がある地域については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、市街化区域への編入や地区計画制度等の活用等を検討する。

既存の工場や流通業務施設等がまとまって存する地区や、公用・公共用施設等の跡地においては、工場施設の機能向上等による産業振興や、跡地利用による地域の維持活性化を図るため、地区計画制度の活用等を検討する。

e 良好な景観の保全及び創出に関する方針

河川などの水辺空間や、斜面林、平地林などの緑地における潤いのある自然的景観のほか、農地、集落、屋敷林、農林業施設などの伝統的な農村景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と創出を促進する。

また、「古河市景観条例」や「古河市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを進める。

さらに、寺社、保存林、文化財をはじめとする、歴史文化などの固有の資源をいかした魅力ある景観づくり、水辺景観、緑地などの自然資源をいかした景観形成に努める。

⑥ 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動のための行き止まり・狭隘道路の解消、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上・下水道施設の長寿命化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るほか、浸水被害、土砂災害、液状化等の地盤災害などの発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により、災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域における主な交通施設は、J R 東北本線の鉄道と、新 4 号国道や国道 4 号、125 号、354 号、県道結城野田線などの広域幹線道路である。

本区域においては、人口・産業の集積に伴って増大した交通量に対応するため、区域内外の都市拠点間を連絡する幹線道路の整備が進められているところである。

今後、首都圏中央連絡自動車道や筑西幹線道路等の整備効果などに伴う都市化の進展が予想されることから、交通を円滑に処理し、日常生活や産業活動の利便性、安全性を高めることが必要である。

また、東日本大震災などの経験をいかし、災害に強いみちづくりの実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

そのため、本区域においては、筑西幹線道路を中心に、都市間を結び市街地の骨格を形成する幹線道路網を構築し、都市間連携の強化を図る。また、大規模災害等において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進める。

また、道路交通の混雑を緩和し都市環境の改善を図るため、J R 東北本線や市街地間を連絡する循環バスや乗合タクシーなどの公共交通機関の積極的な利用を促すなど、総合的な交通体系の構築を推進する。

さらに、コンパクト+ネットワークを推進するため、バスなどの公共交通機関と連携するとともに、安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークの整備やにぎわいのある歩行空間の形成を図るなど、誰もが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出を図る。

なお、長期にわたり未着手の都市計画道路については、交通ネットワーク、道路整備上の課題や代替道路の有無などについて検証し、必要な見直しを行う。

イ 幹線街路網の整備水準の目標

本県の市街地における幹線街路網の整備水準は、良好な市街地として望ましいとされる道路網密度 3.5km/km²を踏まえて、令和 17 年度の整備目標を次のとおり定め、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて街路網の整備を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
都市計画道路（幹線街路） 整備密度 (km/km ²)	全区域：1.5km/km ² (本区域：1.1km/km ²)	全区域：2.0km/km ²

※都市計画道路（幹線街路）整備密度：(都市計画道路（幹線街路）整備延長) / (市街地面積)
※全区域：ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

b 主要な施設の配置の方針

1) 主要幹線街路

本区域内外の都市拠点間を連絡する主要幹線街路として、南北方向の国道4号や新4号国道、県道結城野田線、東西方向の国道125号、354号と同バイパス、筑西幹線道路、県道つくば古河線等を配置する。

2) 都市幹線街路

主要幹線街路を補完し、区域内及び近隣の市街地を結ぶ都市幹線街路として、県道原中田線、境間々田線、古河総和線、野木古河線、新宿新田総和線、都市計画道路大聖院牛谷線、東牛谷釈迦線、西牛谷大和田線、新町三杉線、大堤高野線、桜町上辺見線、西牛谷辺見線、上辺見下大野線、大和田仁連線を配置する。また、(仮称)仁連間中橋線、(仮称)久能谷貝線の道路の配置を検討する。

3) その他

交通の結節点となる鉄道駅において、交通処理の円滑化を図るため、駅前広場の整備を促進するとともに、駅舎や駅周辺における交通施設等のバリアフリー化を図る。

c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な施設(都市計画施設)は、次のとおりとする。

交通施設名	路線・施設名等
主要幹線街路	3・2・13 第2・4号国道線(新4号国道) 3・5・16 西牛谷小堤線(国道125号) 3・3・22 水海高野線(国道354号バイパス) 3・4・2 横山大山線(旧日光街道) 3・4・4 中田野木線(国道4号) 3・4・27 上大野東諸川線(国道125号) 3・4・28 諸川谷貝線(県道結城野田線) 筑西幹線道路
都市幹線街路	3・4・6 新町三杉線 3・3・9 桜町上辺見線 3・5・18 上辺見下大野線 3・3・25 西牛谷辺見線 3・5・34 上和田上片田線(県道新宿新田線) (仮称)仁連間中橋線 (仮称)久能谷貝線
駅前広場	古河駅西口駅前広場

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

1) 下水道

下水道の計画については、農業集落排水や合併処理浄化槽などを含めた汚水処理施設を、それぞれの特性や地域の実情に応じて適切に配置することにより、汚水処理の早期概成を推進する。また、人口減少に伴う使用料収入や職員数の減少、既存施設の大量更新期の到来などに備え、持続可能な事業運営を推進する。

下水道の整備については、汚水処理の早期概成を目指し、人口や産業の集積状況などから優先順位をつけ整備を推進するとともに、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行い、持続的な下水道機能の確保や維持管理を含めたトータル費用の低減を図る。

市街地の雨水の排除については、近年の集中豪雨などを踏まえ、放流河川の整備と十分に整合を図り、排水施設の整備を進める。

2) 河川

河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

また、河川流域において親水性などをいかした憩いや交流の場の整備を進めるとともに、水質の浄化や水辺環境の保全など、環境にも配慮した総合的な河川整備を進める。

イ 下水道の整備水準の目標

本区域における下水道の整備水準は、汚水処理施設の早期概成を目指すため、農業集落排水施設や合併処理浄化槽の整備と連携・役割分担したうえで、下水道普及率の目標を次のとおり定め、この実現に向けて下水道の整備を推進する。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 22 年度 (汚水処理整備完了時)
下水道普及率 (%)	58.3%	82.9%

※下水道普及率は古河市全域を対象。

下水道普及率 = (下水道処理人口) / (行政人口)

b 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

本区域の汚水処理については、汚水処理施設の相互連携を図りながら、下水道への確実な接続を促進しつつ、計画的な整備を着実に進めることにより、未普及地域の解消を図る。

さらに、市街地の雨水排除については、河川や農業関連の計画と調整を図り、ポンプ場や雨水管渠、調整池等の整備を進める。

2) 河川

本区域の河川は、利根川水系に属しており、南端に利根川、西端に渡良瀬川が流れている。

その他の主要な河川として、向堀川や女沼川、宮戸川、東仁連川、飯沼川、西仁連川があり、市街地の雨水はこれらの河川に排水されている。

これらの河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりとする。

種別	施設名等
流域関連公共下水道	古河市公共下水道（三和处理区）
単独公共下水道	古河市公共下水道

※流域関連公共下水道：下水を排除し、処理するもので、流域下水道に接続するもの

※単独公共下水道：下水を排除し、処理するもので、市町村自ら処理場を設置管理するもの

③ その他の都市施設

a 基本方針

人々の健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、火葬場やごみ焼却場などの都市施設については、社会情勢の変化などを勘案し適切な配置と整備に努める。

また、既存施設を有効活用するため、設備の更新や計画的な点検、補修による長寿命化を図る。

b 主要な施設の配置の方針

1) 火葬場

火葬場については、1か所（古河市斎場）を配置する。

2) ごみ焼却場

ごみ焼却場については、1か所（古河クリーンセンター）を配置する。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域における市街地開発事業は、これまでに辺見地区などにおける土地区画整理事業や古河駅西口第一地区における市街地再開発事業、丘里工業団地や北利根工業団地における工業団地造成事業などが積極的に行われてきた。

今後は、現在整備中の事業を円滑に進めるとともに、既成市街地における居住環境の改善や都市機能の更新、防災性の向上を図るための事業を重点的に行う。

特に、古河駅周辺を中心市街地などにおいては、土地の高度利用や商業・業務機能の更新などを図るために、市街地再開発事業等の導入を検討する。

古河駅東部地区については、都市構造や社会経済情勢の変化に対応するために、都市機能と居住が一体となった新たな拠点として土地区画整理事業を推進する。

さらに、市街化区域内の道路・公園など都市基盤施設の整備が不十分な地区や、農地や工場跡地などの低・未利用地については、土地区画整理事業等を行うことによって道路や公園などが整備された良好な市街地の形成を図る。

また、長期未着手の土地区画整理事業については、必要な公共施設の整備水準や事業の採算性を検証し、住民との合意形成を図りながら見直しを検討する。

② 市街地整備の目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。

市街地開発事業	地区名等
土地区画整理事業	古河駅東部土地区画整理事業 大堤南部土地区画整理事業

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、西から南に向かって渡良瀬川、利根川が流れており、向堀川や宮戸川、東仁連川、飯沼川、西仁連川など河川沿いが低地のほかは、大部分が平坦な台地となっている。

主な緑地は、利根川や渡良瀬川等の水辺やその周辺の緑地、台地に残る平地林等である。

また、古河総合公園や中央運動公園、三和ふるさとの森などが整備され、人々の憩いの場として利用されている。

これらの自然的環境は、都市において、環境への負荷の軽減や人々のレクリエーション及び住民等の日常的な自然との触れ合いの場の確保、また、災害に対する防災性の向上や良好な自然景観の構成といった観点から、重要な役割を果たしている。

このため、本区域の都市づくりにおいては、森林法など他の法令との連携を図りながら、区域区分制度等による計画的な土地利用を進めることにより、緑地の保全や地域に存在する希少種の保護など、生物多様性の保全への配慮に努めるとともに、公園等を適正に配置し整備することによって、豊かな水と緑に包まれた潤いのある都市の形成を図ることとする。

イ 緑地の確保目標水準

本県における都市公園の確保目標水準は、住民1人当たりについて望ましいとされる都市公園の敷地面積 10m²/人以上を目標としており、本区域は目標を達成しているが、地域の実情を踏まえつつ、必要とされる都市公園の整備又は保全を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
1人当たり都市公園面積 (m ² /人)	全区域：9.4m ² /人 (本区域：11.5m ² /人)	全区域：10m ² /人以上

※1人当たり都市公園面積：(都市公園整備面積) / (都市計画区域人口)

※都市公園：都市公園法第2条の規定に基づく公園又は緑地

※全区域：ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

b 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統

利根川や渡良瀬川、西仁連川、飯沼川等の水辺やその周辺の緑地、台地に残る平地林等については、本区域における自然環境の骨格を形成しており、野生動植物の生息・生育地として、また、CO₂の吸収や大気の浄化等の環境への負荷の軽減などといった観点から重要なものであることから、連続性や一体性に配慮しながら、積極的な保全を図る。

また、貴重な歴史的資源や文化財と一体となった緑地を積極的に保全する。

イ レクリエーション系統

住民の日常のレクリエーション需要に対応するため、街区公園などの住区基幹公園や農村公園などの整備を促進するとともに、人々の生活に密着した社寺境内地の保全を図る。

また、週末のレクリエーション需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能を持った運動公園など都市基幹公園の整備やふれあいの里を中心とした地区の整備を検討するとともに、古河市渡良瀬総合運動公園や自然と親しむふれあい型公園であるネーブルパークなどの利用を推進する。

さらに、利根川沿岸などの利根・渡良瀬サイクリングコース（県道古河坂東自転車道線）の利用を促すとともに、水辺の自然探索のための学習機能、交流機能を備えた「水辺の楽校」の活用を図る。

ウ 防災系統

地震や火災などによる都市災害に対応するため、災害時に住民の避難地となる公園・緑地を確保して一次避難地や広域避難地の拡充を図るとともに、延焼遅延効果がある緑地や農地の保全を図る。

斜面崩壊などの自然災害に対応するため、台地と低地の間に連なる斜面林の保全を図る。

エ 景観構成系統

市街地の周辺に残された緑地などの自然的な景観を維持するため、景観計画や景観条例に基づき、利根川、渡良瀬遊水地等の水辺やその周辺の樹林地、台地と低地の間に連なる斜面林などの保全を図る。

また、潤いのある都市景観を創出するため、幹線街路等の緑化に努める。

さらに、本区域内に点在する集落地の屋敷林や社寺林など昔ながらの安らぎをもたらす景観の保全に努める。

ｃ 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア 公園緑地等の整備目標及び配置方針

1) 運動公園

運動公園については、1 か所（中央運動公園）を配置するほか、古河市渡良瀬総合運動公園について施設の拡充を図る。

2) 総合公園

総合公園については、1 か所（古河総合公園）を配置する。

3) その他の公園緑地等

その他の公園緑地として、街区公園などの住区基幹公園、風致公園などの特殊公園、都市緑地などを適切に配置し、その整備を図る。

イ 緑地保全地域等の指定目標及び指定方針

1) 風致地区

市街地に近接し景観的に優れた樹林や、台地上の平地林や台地をふちどる斜面林、谷津の樹林などにおいて、良好な自然的景観を形成している地区については、都市の風致を維持するため、風致地区制度の活用を検討する。

2) 緑地保全地域・特別緑地保全地区

市街地やその周辺に残された身近な樹林のうち、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものについては、緑地保全地域等の活用を検討し、特に、市街地の無秩序な拡大を防ぐものや良好な景観形成にとって重要なもの、社寺等と一体となって歴史的・文化的価値を有するものについては、特別緑地保全地区制度の活用を検討する。

d 主要な緑地の確保目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な公園緑地等（都市計画施設）は、次のとおりとする。

種 別	施設名・地区名等
公園緑地等	
都市計画公園	中央運動公園 古河総合公園 向堀川親水公園